

賃貸住宅省エネ改修先行実装事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の既存住宅に助成対象設備を令和4年4月1日から<u>令和5年11月30日</u>までの間に新規に設置する事業及び当該助成対象設備の設置と併せて断熱診断等を実施する事業であって、助成対象設備の種別ごと及び断熱診断等について定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2～3略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第12条 略</p> <p>一 第4条第1項(1)から(3)については、<u>令和5年11月30日</u>までに助成対象工事を完了させること。第4条第1項(4)については、令和6年1月31日までに助成事業を完了させること。</p> <p>二～九略</p> <p>2～4略</p>	<p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の既存住宅に助成対象設備を令和4年4月1日から<u>令和5年9月30日</u>までの間に新規に設置する事業及び当該助成対象設備の設置と併せて断熱診断等を実施する事業であって、助成対象設備の種別ごと及び断熱診断等について定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2～3略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第12条 略</p> <p>一 第4条第1項(1)から(3)については、<u>令和5年9月30日</u>までに助成対象工事を完了させること。第4条第1項(4)については、令和6年1月31日までに助成事業を完了させること。</p> <p>二～九略</p> <p>2～4略</p>

(実績の報告)

第 20 条 助成事業者は、次の表の第一欄に掲げる助成事業者の種別に応じて同表第二欄に掲げる高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電システムにあっては、同表第三欄に掲げる書類及び別表第 3 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を令和 5 年 11 月 30 日までに公社に提出しなければならない。同表第二欄に掲げる断熱診断等にあっては、令和 6 年 1 月 31 日までに同表第三欄に掲げる書類及び別表第 5 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成事業実績報告書等を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成事業実績報告書等の提出と同時にを行うこととする。

以下 表及び 2 略

附 則（令和 5 年 8 月 28 日付 5 都環公地温第 1990 号）

本交付要綱は、令和 5 年 8 月 28 日から施行する。

(実績の報告)

第 20 条 助成事業者は、次の表の第一欄に掲げる助成事業者の種別に応じて同表第二欄に掲げる高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電システムにあっては、同表第三欄に掲げる書類及び別表第 3 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を令和 5 年 9 月 30 日までに公社に提出しなければならない。同表第二欄に掲げる断熱診断等にあっては、令和 6 年 1 月 31 日までに同表第三欄に掲げる書類及び別表第 5 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成事業実績報告書等を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成事業実績報告書等の提出と同時にを行うこととする。

以下 表及び 2 略